

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成27年1月20日付けで行った公文書開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年1月6日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、次のとおり開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「1 平成17年3月22日付け警察庁丙交指発第14号、警察庁丙交企発第54号、警察庁丙交規発第29号『道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について』を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続き書類（起案書、発送簿等）。

2 平成18年6月19日付け警察庁丙総発第27号、警察庁丙交企発第83号、警察庁丙交指発第26号『モデル審査基準等の改定について（通知）』を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続き書類（起案書、発送簿等）。

3 平成18年4月28日付け警察庁交通局交通指導課理事官、警察庁情報通信局情報管理課理事官からの事務連絡で『改正道路交通法施行前の放置関係使用制限命令事実の報告について』を受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）及び警察庁への回答を行うための手続き書類（起案書、発送簿等）。

【注記】

この事務連絡では『運転禁止期間の開始の日が平成17年6月2日から平成1

8年5月31日までの放置関係使用制限命令について、平成18年6月5日(月)までに、警察庁に報告すること。』と記載されている。

4 平成17年9月2日付け警察庁丁交指発第148号、警察庁丁交企発第202号『新制度における放置車両確認標章の作成・取付け要領等について』を受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)及び内部や県下の警察署に周知を図るための手続き書類(起案書、発送簿等)。」

- (2) 実施機関は、本件開示請求の3のうち受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)に該当する文書として「文書受付簿(平成18年5月1日248号 情報管理課企画係)」(以下「本件対象文書」という。)を特定し、平成27年1月20日付けで公文書開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、埼玉県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、平成27年2月18日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、平成27年4月15日に諮問庁から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成27年6月18日に審査請求人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成27年7月17日に諮問庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成27年10月23日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

埼玉県公安委員会と埼玉県情報公開審査会に原因の究明と改善策を期待し、本件審査請求を行う。

(2) 審査請求の理由

私が開示請求を行ったのは駐車対策課（組織変更で交通指導課）の文書受付簿であり、本件対象文書ではない。

また、本件対象文書の「保存期間」欄には、「1年未満」と記載されていた。埼玉県警察文書管理規程（平成14年7月10日付け警察本部訓令第25号。以下「文書管理規程」という。）第41条（文書等の保存期間）では、警察庁からの通達等の保存期間は30年間又は10年間と規定されており、文書管理規程に違反していると考えられる。

4 諮問庁の主張の要旨

諮問庁が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分について

本件開示請求の3のうち受領した旨が記載された帳票（文書受付簿等）に該当する文書として本件対象文書を特定し、原処分を行ったものである。

(2) 文書受付簿について

文書受付簿は、文書管理規程の別記様式第1号において定められているものであり、「日付」、「番号」、「件名」、「発信官署又は発信人住所氏名」、「保存期間」及び「備考」が項目とされている。なお、文書管理規程第16条により、文書受付簿等は、磁気ディスクをもって調製することができるとされている。

(3) 本件対象文書について

本件開示請求を受けて、本件開示請求の3の事務連絡（以下「本件事務連絡」という。）の名称から総合文書管理システムにより文書受付簿のデータを検索したところ、情報管理課企画係の文書受付簿に「改正道路交通法施行前の放置関係使用制限命令事実の報告について」という件名を確認できたため、当該データを印字し、対象文書として特定したものである。

(4) 保存期間について

本件対象文書において保存期間は「1年未満」とされているが、文書管理規程別表第3の（注）2（1）は、「この基準に該当する重要な文書等（他官庁、警察庁、

管区警察局、他都道府県警察からのものを含む。)を取得した場合であっても、当該文書等が自らの所属又は担当の業務に無関係なもの(廃棄しても業務に支障を及ぼさないものをいう。)であるときは、この基準にかかわらず、軽易な文書等として1年又は1年未満の保存期間を適用することができる。」としている。しかるに、本件事務連絡は、交通指導課の担当する業務に係るものであり、情報管理課において廃棄しても業務に支障を及ぼさないものであるから、本件事務連絡の保存期間が「1年未満」とされていても何ら不合理ではない。

また、文書管理規程別表第3は、保存期間を30年として整理すべき文書等として「通(示)達の制定及び改正に関するもの」を掲げ、該当する文書等の例として「通(示)達の制定及び改正のための決裁文書」を掲げているが、埼玉県警察公文例規程(平成14年7月10日付け警察本部訓令第26号)第3条によれば、「通達」とは、「本部長が、法律、規則、訓令等の解釈、運用方針等を部下職員に示し、又は本部長若しくは本部長の命により部長が、事務処理の方針、細目等について部下職員に指揮命令するものをいう。」とされていることから、本件対象文書において本件事務連絡の保存期間が「1年未満」とされていても何ら不合理ではない。

実施機関は、上記に記載した判断を経て、原処分を行ったものであり、処分は妥当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件処分は、実施機関が本件開示請求の3のうち受領した旨が記載された帳票(文書受付簿等)に該当する文書として「文書受付簿(平成18年5月1日248号 情報管理課企画係)」を本件対象文書として特定し、開示決定をしたものである。

これに対し、審査請求人は、開示請求を行ったのは交通指導課の文書受付簿であ

り、本件対象文書ではないとして審査請求をした。

そこで、当審査会では、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

(2) 文書等の受付について

埼玉県警察における文書等の受付については、文書管理規程第11条第1項において「文書等は、第8条第3項の規定による文書等（第15条の規定により受信した電子文書を除く。）の收受、前2条の規定による文書等の配布又は次条第1号の規定による回付を受けた時に受け付けたものとする。ただし、次条の定めるところにより文書等を回付し、又は返付した場合は、この限りでない。」と規定している。

同条第2項においては「前項の規定により受け付けた文書等が埼玉県警察以外の官公署、団体等（以下『部外』という。）から送達されたもの（以下『部外受理文書等』という。）であるときは、その内容が軽易又は定型的なものを除き、次の各号に定める要領により処理するものとする。」として受付処理の要領を定め、同項第1号において「部外受理文書等には、暦年ごとに第1号から始まる一連の受付番号（以下『受付番号』という。）を付し、文書受付簿（別記様式第1号）に記載する。」として、文書受付簿について規定している。

また、文書管理規程第16条では、「文書受付簿及び親展文書受付簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製することができる。」と規定している。この規定に基づき、埼玉県警察では受理した文書情報を登録し管理する総合文書管理システムを運用しており、埼玉県警察情報管理システムによる文書管理業務実施要領（平成14年7月10日付け文第266号）において実施に関し必要な事項を定めている。

総合文書管理システムにおいては、受理文書を登録する際に部外受理文書等であるか内部文書であるかを選択することとなっており、部外受理文書等を選択した場合には文書受付簿の出力が可能となっている。

(3) 本件対象文書の特定の妥当性について

上記(2)の文書等の受付事務を前提に、本件対象文書は、本件事務連絡の名称

から総合文書管理システムにより文書受付簿のデータを検索し特定したものであり、その特定方法において不適切な点は見当たらない。

他方、審査請求人は、交通指導課の文書受付簿の開示を請求するものとしている。

本件事務連絡は、警察庁交通局交通指導課理事官及び警察庁情報通信局情報管理課理事官から警視庁交通部交通総務課長、各道府県警察本部交通部長、警視庁総務部情報管理課長、各道府県警察本部総（警）務部長に宛てた文書であるから「部外受理文書」であることは明らかであり、その内容は「改正道路交通法施行前の放置関係使用制限命令事実の報告」であり、簡易又は定型的なものとは認められない。そして、本件事務連絡は、実施機関においては情報管理課だけでなく交通指導課の担当する業務に係るものであったことから、交通指導課においても文書受付簿が作成されていなければならないものと認められる。

ところが、交通指導課においては文書受付簿が作成されていた事実を認めることはできない。これは、実施機関において、公文書の管理が不適切であったことによるものと言わざるを得ない。

しかし、交通指導課において文書受付簿が作成された事実が認められない以上、作成されていない文書の開示を問題とすることはできない。

よって、本件対象文書を特定して開示決定した実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、嶋崎健太郎、山本未来

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 4月15日	諮問を受ける（諮問第278号）
平成27年 4月15日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 6月18日	審査請求人から意見書を受理
平成27年 7月17日	諮問庁から意見聴取及び審議（第二部会第109回審査会）
平成27年 9月 4日	審議（第二部会第110回審査会）
平成27年10月23日	審査請求人の意見陳述聴取及び審議（第二部会第111回審査会）
平成27年11月20日	審議（第二部会第112回審査会）
平成27年12月10日	答申